

令和3年度第1回北部地域保健医療・地域医療構想協議会（地域医療構想調整会議）
配布資料等説明要旨

議題1 病床機能の転換について（資料1）

- 熊谷市の熊谷総合病院において、病床機能転換に係る概要報告書の提出がありましたので、議題とさせていただきます。
- 今回の病床機能転換の概要ですが、現在、新型コロナウイルス患者対応のため急性期病床の一部を専用病床として利用しており、救急受入に苦慮していることなどから、回復期病床のうち10床を急性期病床に転換しようとするものです。令和3年6月1日付けでの病床機能転換が予定されています。
- 厚生労働省通知では、地域において担うべき医療機関としての役割や機能を大きく変更する病院などの場合には、各医療圏の地域医療構想調整会議において協議することとされているため、本協議会での協議に付すものです。
- この病院の転換の概要は次のとおりです。

1 病床機能転換の概要

○変更前 急性期201床、回復期（地域包括ケア）52床、回復期57
計310床

↓
地域包括ケア病床10床を急性期病床10床に転換

○変更後 急性期211床、回復期（地域包括ケア）42床、回復期57
計310床

2 提供する医療の内容

病院が提供する医療に変更はないが、今後さらなる時間外等の救急受入を積極的に行っていく。また、転換後の体制は一時的なものではなく、病院として今後も救急医療、急性期医療を主軸としつつ、地域医療ニーズに沿って医療提供を行っていく。

3 その他

医療従事者や院内の設備等についての変更点はない。

議題2 熊谷市内における有床診療所の整備について（資料2）

- 熊谷市に2床の有床診療所の開設を希望している医療法人から相談がありましたので、議題とします。
- 本件は、令和2年第1回の本協議会において了承とさせていただき、個人開設していた県西在宅クリニック熊谷について、あらためて医療法人社団 尽徳会による設置としようとするものです。
- 診療所に病床を設置する場合は知事の許可が必要ですが、地域包括ケアシステムの構築のために必要な病床（在宅療養支援診療所、看取り機能など）等の場合、都道府県医療審議会の意見を聴いて、都道府県知事が必要と認めるときは、例外的に届出により一般病床を設置することが可能となっています。（医療法施行規則第1条の14第7項 P4）
- また、本県では、地域医療構想協議会における協議の結果を、医療審議会に報告させていただくことになっています。（有床診療所の届出に関する指導要綱第4条 P5）
- この医療機関から提出された計画の概要は次のとおりです。

<医療機関の概要>

- ① 名称：医療法人社団 尽徳会 県西在宅クリニック熊谷
- ② 熊谷市村岡307-1

<増床の概要>

- ① 計画病床：2床
- ② 診療所及び病床の概要

個人開設の県西在宅クリニック熊谷（2床）について、法人開設等の準備が整ったため、令和3年10月に法人開設としようとするもの。

このクリニックでは、訪問診療でPCAポンプを用いた疼痛緩和療法や輸血療法、腹水・胸水穿刺排液などの他、終末期には看取りも行っており、200人以上の末期がん患者様などへのケアに従事している。今般、法人開設とすることで在宅療養診療所としての体制を強固にし、より一層熊谷市における地域包括ケアシステムの構築のため貢献していく。

現状では、院内感染予防対策等のため病床利用を控えているが、利用者のレスパイト入院の希望も強くなってくることが予想されるため、体制を整えた上で令和3年9月以降の病床利用を予定している。

- ③ その他

病床数の積算根拠や医療従事者数については概要書のとおり。

- なお、以上の増床の内容は、「有床診療所の届出に関する指導要綱」（医療整備課作成）における「有床診療所の届出に関する資格審査基準1」の中で、「医療法第30条の7第2項第2号に掲げる医療の提供の推進のために必要な診療所その他の地域包括ケアシステムの構築のために必要な診療所」の適合基準に該当していると考えられます。

以上